

ロシア連邦大統領令

商品の識別標識表示に関する法規文書の起草、合意、採択および発効の特別な手順について

ロシア連邦市民およびロシア法人に対する制限的措置の発動を目的とする、アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的で国際法に違反した行動に鑑み、ロシア連邦の経済主権および経済的利益の保護、ならびに偽造品の違法な搬入、製造および流通への対策にかかわる国家管理の向上を目的として、2010年12月28日付連邦法第390-FZ号「安全について」および2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」にしたがって、下記を決定する：

1. 医薬品包装材への識別標識の記載を含む、商品の識別標識表示に対する義務的要求事項の制定、改正もしくは取消しを行う法規文書（当該表示が初めて導入される経済部門における商品を対象とする、識別標識表示の導入に関する法規文書をのぞく）、ならびに（または）当該の要求事項への違反に対する責任追及措置の適用を規定する法規文書の起草、合意、採択および発効における特別な手順を次のように定める：

a) こうした法規文書の草案は、「行政改革実施政府委員会」またはその小委員会による規制の事前評価および審議の対象とされない；

b) こうした法規文書の草案の審議および同草案に関する見解の不一致の調整は、「工業製品違法流通対策国家委員会」またはその小委員会が行う；

c) こうした法規文書の草案のロシア連邦政府への提出は、「工業製品違法流通対策国家委員会」が定める手順にしたがってこれを行う；

d) こうした法規文書は、2020年7月31日付連邦法第247-FZ号「ロシア連邦における義務的要求事項について」第3条第1項の規定を考慮することなく、「工業製品違法流通対策国家委員会」またはその小委員会が決める期日を以て発効する。

2. 2015年1月23日付ロシア連邦大統領令第31号「工業製品違法流通への追加対抗措置について」によって承認された「工業製品違法流通対策国家委員会に関する規程」（ロシア連邦法令集、2015、No. 4、掲載番号643；2016、No. 2、掲載番号319；No. 37、掲載番号5478；No. 50、掲載番号7075；2017、No. 6、掲載番号915；No. 15、掲載番号2165；2018、No. 47、掲載番号7248；2019、No. 24、掲載番号3059；2020、No. 3、掲載番号242；No. 29、掲載番号4656；2021、No. 23、掲載番号4032；2022、No. 7、掲載番号948；No. 37、掲載番号6314；2024、No. 2、掲載番号396；No. 29、掲載番号4226）に以下の変更を加える：

a) 第4項に、以下を内容とする「h号の1」～「h号の3」を追加する：

「h）の1. 医薬品包装材への識別標識の記載を含む、商品の識別標識表示に対する義務的要求事項の制定、改正もしくは取消しを行う法規文書（当該表示が初めて導入される経済部門における商品を対象とする、識別標識表示の導入に関する法規文書をのぞく）の草案、ならびに（または）当該の要求事項への違反に対する責任追及措置の適用を規定する法規文書の草案の審議、ならびに当該の草案に関する見解の不一致の調整；

h) の2. 本項「h号の1」に掲げる法規文書草案のロシア連邦政府への提出手順の制定；

h) の3. 本項「h号の1」に掲げる法規文書の発効期日の決定；」；

b) 第5項に、以下を内容とする「i」号を追加する：

「i) 本規程第4項「h号の1」に掲げる法規文書草案の審議、これら草案に関する見解の不一致の調整および当該の法規文書の発効期日の決定のために、小委員会を設置する。」。

3. ロシア連邦政府は、10日以内に自らの法規文書を本令に整合させる。

4. 本令はそれが公布された日を以て発効する。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年7月15日

第475号